

事務連絡
平成 30 年 10 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医事課
歯科保健課
看護課
健康局がん・疾病対策課

医療関係職種の養成所・養成施設における
B型肝炎に関する教育の推進について（依頼）

医療関係職種の養成所・養成施設における教育の推進について、平素よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルスの再発防止等にあたって、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団と協議の場を設けており、平成28年7月15日の定期協議において、医療関係職種の養成所・養成施設における感染拡大防止（再発防止）教育及び偏見差別防止教育の充実等の要望がなされました。要望を受けて実施された平成28年度厚生労働科学特別研究（操班）では、看護師、准看護師、歯科衛生士、臨床検査技師養成所・養成施設におけるB型肝炎等に対する偏見差別防止のための教育や歴史的事実について取り扱っていない養成所・養成施設が多く存在することが明らかとなりました。

B型肝炎についてはこれに関する正しい知識教育を行うことが必要であり、このため平成29年度厚生労働科学研究費（地域医療基盤開発推進研究事業）「職種の違いを考慮した医療従事者養成課程におけるB型肝炎に関する教育資材の開発」（研究代表者 榎本大）（以下「厚労科研」という。）において、多職種の医療従事者養成課程において活用可能な教育資材を開発しました。

その教材の内容は『これだけは知っておきたいB型肝炎ガイド』と題したe-learning及び「医学生/医師・歯学生/歯科医師向け」、「看護学生・看護師・歯科衛生士向け」、「臨床検査技師を志す学生・臨床検査技師向け」のリーフレットとなっております。

B型肝炎に係る感染拡大防止と偏見差別防止のため、B型肝炎に関する教育を実施することは重要であり、各都道府県においては、貴管下の医療関係職種の養成所・養成施設におけるB型肝炎等に関する教育が推進されるよう、各養成所・養成施設に広くご周知の上、以下の点にご留意の上、ご指導をお願いいたします。

記

1. B型肝炎等に関する教育内容の充実について（新規）

「厚労科研」において、多職種の医療従事者養成課程において活用可能な、B型肝炎に関する正しい知識教育を行うための教育資材を開発いたしました。学生へ教授する際の教育方法の一つとしてご参考ください。

※教育資材につきましては、下記のURLよりご覧いただけます。

<http://www.med.osaka-cu.ac.jp/liver/education/hepatitis-b-guide.shtml>

※研究報告書につきましては、下記のURLよりご覧いただけます。

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201721029A#selectHokoku>

2. B型肝炎に関する教育方法の工夫について（継続）

B型肝炎に関する教育において、患者や患者家族の声を直接聞く機会（患者講義）を授業に取り入れることが教育方法の工夫の一つとして挙げられます。

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団から、患者講義の詳細（資料1）及び講師派遣依頼書（資料2）の提供があったため、各養成所・養成施設が活用を検討できるよう周知をお願いします。

3. 本事務連絡の対象養成所・養成施設

本事務連絡の内容は、以下の医療関係職種の養成所・養成施設に周知をお願いします。

保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師

【照会先】

厚生労働省医政局・健康局

TEL：03-5253-1111

・保健師、助産師、看護師について

看護課 岡本（内線2595）

・救急救命士について

地域医療計画課 飯塚（内線2597）

・歯科衛生士、歯科技工士について

歯科保健課 堀（内線4141）

・上記以外の職種について

医事課 井上（内線2568）

・B型肝炎訴訟に関することについて

がん・疾病対策課 岩津（内線2985）

B型肝炎患者による患者講義

授業の目的

私たちは、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用により、B型肝炎ウイルスに感染し、被害を受けました。私たちの被害およびその教訓を伝えることで、今後二度と同じような被害が生じないようにして欲しい、医療に携わる方々に医療安全の重要性を実感して欲しいと願っています。

また、私たちB型肝炎患者の症状、治療の辛さ、偏見や差別を受けた体験、偏見や差別を恐れる気持ち、医療関係者の言動により患者が感じる気持ち等について生の声を伝えることで、B型肝炎患者（や患者の家族）の状況や気持ちを理解してもらい、患者に寄り添うことのできる医療従事者になって欲しいと願っています。

私たちは全ての患者が安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、患者講義を行っています。「いのち」に向き合う教育の実施にご協力ください。

実施場所：貴校内、または貴校の指定した会場

実施時間・授業内容：貴校のご要望に応じて決定します。

対象人数：不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。

申込方法

①「講師派遣依頼書」（添付の申込用紙）に必要事項をご記入の上、電子メール、FAX、郵送のいずれかにて事務局までお送りください。受理後、事務局より日程・内容についてご確認・調整させていただきます。

※よりよい講義を準備するために、講義実施日より3ヶ月前にはご依頼いただくようお願いします。

②授業実施後、実績報告書（簡単なアンケート）のご記入のご協力を願います。

お問い合わせ先

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団

(お問い合わせ窓口)西田・真鍋法律事務所

〒590-0072 大阪府堺市堺区中向陽町2丁3-13 西田司法ビル 階

TEL:072-225-5111 FAX:072-225-5112

E-mail info@nishida-atsushi-law.jp



「B型肝炎患者による患者講義」 の実施例

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団
(西田・真鍋法律事務所)
TEL:072-225-5111 FAX:072-225-5112
E-mail info@nishida-atsushi-law.jp
営業時間:9:30~17:30 休業日:土・日・祝日

生徒・学生が肝炎問題について理解を深め、
肝炎患者が安心して暮らせる社会になり、
二度と同じ苦しみを味わう人を出さないように。

「患者講義」とは『B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎や過去の過ちについて知ってもらい、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み』のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者本人の生の声をお伝えしています。

私たち原告団・弁護団は、医学教育において、B型肝炎のこと、患者・家族のことを知らない人に知つてもらうことが大切だと考えています。患者・家族の経験を伝えることは、同じ過ちを繰り返させないこと、医療安全の重要性を実感すること、偏見・差別を解消することにつながります。なぜなら、被害を受けた人の気持ちや、偏見・差別を恐れる人の気持ちが理解できるようになるからです。



授業内容(タイムスケジュール)例	
5分	冒頭説明 自己紹介、患者講義の趣旨説明
20分	弁護士による説明 B型肝炎についての基本的な知識、感染が拡大した歴史的な経過
20分	B型肝炎患者からの体験談 病気の苦しみ、偏見・差別を受けたことの心のいたみ、家族に与えた影響等
20分	弁護士による説明 患者の体験を踏まえて、患者の状況と正しい知識について
10分	質疑応答
10分	アンケート記入
5分	まとめ
合計 90分	※上記は一例であり、講義時間・内容は、学校のご希望に応じて変更いたします。

学生・生徒からの講演に関する感想

(学生からの感想)

- 今後、看護師になるにあたり、患者さんの精神的ケアもさることながら、正しい知識を持つことが重要だと思った。
- 感染を防ぐことだけに目がいってしまって、患者さんの気持ちについて考えていませんでした。これからに活かしたい。
- 誰もが感染症になるリスクはあるので、区別も差別もせず、患者さん全員に同じ態度で接するし、心に寄り添えるようにしたい。
- 初めて肝炎に触れ、昔の社会や今の社会についても考えさせられる授業だった。

(学校担当者からの感想)

- 患者さんに直接講義をしていただいている授業は、教員（第三者）が話すよりも実際に経験された方の言葉の方が説得力があること、患者さんが自身の病気や取り巻く社会をどのように受け取るかといったことは、患者さん自身しか語ることができない点になると思う。
- 患者さんが経験された様々なこと（思い出したくもないいやなことをふくめ）を、お話しいただき本当に良かった。我々医療従事者は、専門家なので日常研鑽を積むのは当たり前だが、表面上ではなかなかわからない真の患者さんの気持ちに寄り添う気持ちが大切だ。



B型肝炎患者による患者講義 講師派遣依頼書

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 御中

(FAX: 072-225-5112)

B型肝炎ウイルスに関する教育啓発授業における講師派遣について、下記のとおり申込みいたします。

学校名 :

住 所 :

担当者名 :

開催希望日時等 ※よりよい講義を準備するために、講義実施日より3ヶ月前にはご依頼いただくようお願いします。	
開催予定場所	①教室 ②講堂 ③体育館 ④その他 ()
学年・クラス名	対象人数
ご連絡先	電話番号 : () FAX番号 : () メールアドレス :
ご要望 (講義テーマ等)	
その他特記事項	

〈個人情報の取り扱いについて〉

いただいた個人情報は、事業運営およびそれに準じる情報提供の目的のために使用いたします。当社は、ご本人の同意を得ないで、この利用目的の達成のために必要な範囲を超えて個人情報を利用いたしません。なお、当社が求める個人情報を記入いただけない場合、または記入いただいた内容に不備がある場合には、ご依頼を受け付けることができない可能性があります。当弁護団にご連絡いただいた個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用・提供の拒否を希望される場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、合理的な範囲で対応させていただきます。上記につき、同意の上、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先…全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団

(お問い合わせ窓口) 西田・真鍋法律事務所

〒590-0072 大阪府堺市堺区中向陽町2丁3-13 西田司法ビル3階

TEL:072-225-5111 FAX:072-225-5112

E-mail:info@nishida-atsushi-law.jp

事務連絡
平成29年10月30日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医事課
歯科保健課
看護課
健康局がん・疾病対策課

医療関係職種の養成所・養成施設における
B型肝炎に関する教育の推進について（依頼）

医療関係職種の養成所・養成施設における教育の推進について、平素よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の再発防止等にあたって、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団と協議の場を設けており、平成28年7月15日に開催された定期協議において、医療関係職種の養成所・養成施設における感染拡大防止（再発防止）教育及び偏見差別防止教育の充実等の要望がなされました。

この要望を受け、平成28年度厚生労働科学特別研究「医療従事者養成課程におけるB型肝炎に関する教育についての研究」（研究代表者 操華子）（以下「厚労科研」という。）において、看護師、准看護師、歯科衛生士、臨床検査技師養成所におけるB型肝炎に関する教育内容・方法等についての実施状況を調査したところ、B型肝炎ウイルス及びB型肝炎ウイルスの持続感染者に対する偏見差別防止のための教育や歴史的事実について取り扱っていない養成所が多く存することが明らかとなりました。

B型肝炎に係る感染拡大防止と偏見差別防止のため、B型肝炎に関する教育を実施することは重要であり、各都道府県においては、貴管下の医療関係職種の養成所・養成施設におけるB型肝炎に関する教育が推進されるよう、以下の点にご留意の上、ご指導をお願いいたします。なお、当該研究では上記4職種を対象とし調査を実施しましたが、4職種に限定せず、医療関係職種の養成所・養成施設に広くご周知をお願いいたします。

記

1. B型肝炎等に関する教育内容の充実について

「厚労科研」（別添）において、「標準予防策」や「B型肝炎ウイルス」についての講義は広く実施されていたものの、必ずしも全ての養成所で実施されて

はいないこと、偏見差別防止のための教育や歴史的事実について取り扱っていない養成所が多いことが明らかとなった。

これを踏まえ、貴管下の医療関係職種の養成所・養成施設に対し、B型肝炎に関する教育が推進されるよう指導いただくとともに、感染拡大防止と偏見差別防止のためにB型肝炎被害の歴史的事実を踏まえた教育がなされるよう周知願いたい。

※研究報告書は下記のURLでご覧いただけます。

<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201605021A#selectHokoku>

2. B型肝炎に関する教育方法の工夫について

B型肝炎に関する教育において、患者や患者家族の声を直接聞く機会（患者講義）を授業に取り入れることが教育方法の工夫の一つとして挙げられる。全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団から、患者講義の問い合わせ先について情報提供があったため、各養成所・養成施設が活用を検討できるよう周知願いたい。

【患者講義の問い合わせ先】

〒590-0072

大阪府堺市堺区中向陽町2丁3番13号 西田司法ビル3階

西田・真鍋法律事務所 弁護士 西田敦

TEL：072-225-5111

FAX：072-225-5112

E-mail：info@nishida-atsushi-law.jp

3. 本事務連絡の対象養成所・養成施設

本事務連絡の内容は、以下の医療関係職種の養成所・養成施設に周知願いたい。

保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師

【照会先】

厚生労働省医政局・健康局

TEL：03-5253-1111

・保健師、助産師、看護師について

看護課 大屋（内線2595）

・救急救命士について

地域医療計画課 飯塚（内線2597）

・歯科衛生士、歯科技工士について

歯科保健課 古殿（内線4141）

・上記以外の職種について

医事課 井上（内線2568）

・B型肝炎訴訟に関するについて

がん・疾病対策課 片山（内線2985）